

ふじみ野市市民憩の森条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の還付)</p> <p>第14条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 憩の森の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、憩の森の施設を利用することができないとき。</u></p> <p><u>(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(原状回復)</p> <p>第15条 利用者は、施設の利用が終わったときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第10条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第14条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認める場合は、当該使用料を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 憩の森の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、憩の森の施設等を利用することができないとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な事由があると認めるとき。</u></p> <p>(原状回復)</p> <p>第15条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第10条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しを受けたときも、同様とする。</p>